

WEB口座利用特約

1. (本特約の適用範囲)

- (1) WEB口座(以下、「本口座」という)は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない口座をいい、本特約は、本口座を利用するにあたり適用される事項を定めます。
- (2) 本口座は、普通預金規定、総合口座取引規定、新型積立式定期預金規定、キャッシュカード規定、ちば興銀ダイレクト規定のほか関係する各種規定の適用を受けるほか、本特約により取り扱います。なお本特約は各種規定に優先して適用されるものとしてします。

2. (本口座にかかる特約)

- (1) 本口座は通帳を発行しません。
- (2) 本口座にかかる普通預金は、キャッシュカードの発行を必須とします。
- (3) 本口座にかかる普通預金は、ちば興銀インターネットバンキングサービス「ちば興銀ダイレクト」(以下、ダイレクト)を契約するものとし、残高、入出金明細等はダイレクトにより確認するものとしてします。
- (4) 窓口にて本口座にかかる普通預金の払戻しまたは本口座にかかる定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、預金者本人を確認できる当行所定の書類を提出してください。なお、本口座にかかる普通預金の払戻しまたは解約をするときは、上記に加えてキャッシュカードも提出してください。
- (5) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、キャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を提出してください。

3. (WEBからの申込みによる本口座の利用)

- (1) WEBからの申込みにより開設した本口座は、本特約により取扱います。
- (2) 届印の押印が必要な取引(店頭でのお取引、各種口座振替等)を行うときは、別途当行所定の方法により届出の印章を届け出るものとしてします。印章を届け出る際には、預金者本人を確認できる当行所定の書類等を提出してください。なお、印章の届け出が完了するまでは、届印の押印が必要な取引はできません。

4. (有通帳口座から本口座への切替)

当行所定の手続きにて既存有通帳口座から本口座への切替後は、本特約により取り扱います。

5. (本口座から有通帳口座への切替)

- (1) 本口座を有通帳口座へ切替えを依頼することができます。この場合、当行所定の切替申込書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して、預金者本人を確認できる当行所定の書類を提出してください。ただし、当行所定の手数料をいただきます。なお、普通預金口座を有通帳口座へ切替えるときは、上記に加えてキャッシュカードも提出してください。
- (2) なお、切替希望口座のキャッシュカード、印章の喪失の届出がある場合は、お申し

込みできません。

6. (解約)

- (1) 本口座の解約は当行本支店の窓口に出してください。当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して、提出してください。なお、普通預金口座の解約に際しては、上記の解約依頼書に加えてキャッシュカードも提出してください。
- (2) キャッシュカードの解約、ダイレクトを解約する場合は、当行本支店の窓口にて有通帳総合口座へ切り替えるか、もしくは本口座自体を解約するものとします。なお、有通帳総合口座へ切り替える場合には、当行所定の手数料をいただきます。

7. (特約の変更)

この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2023年3月27日現在)